

トレーラーハウス整備事業に係る公募型プロポーザル審査要領

この要領は、中泊町が実施する「トレーラーハウス整備事業」（以下「本事業」という。）に係る最も優秀な事業者を選定するために行う企画提案書等の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本事業に係る企画提案書等の審査については、トレーラーハウス整備事業に係るプロポーザル方式審査委員会（以下「委員会」という。）において実施する。
- (2) 委員会は、プロポーザルに参加を表明した者（以下「提案者」という。）から提出された企画提案書等について、本要領に定める審査基準に基づき審査を行い、その結果を町長に報告する。

2 審査基準、評価項目、評価の視点及び配点

- (1) 委員会は、次の審査基準に基づき評価を行う。配点は１００点満点とし、評価項目及びその視点、配点は次のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点
ア 業務実施体制 (２０点)	・ 本事業を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	１０
	・ 人員の配置状況から円滑かつ確実な業務を遂行可能と判断できる体制か。	１０
イ 提案内容 (５０点)	・ 仕様書記載の業務内容について提案され、趣旨を理解した適切な提案となっているか。	１０
	・ 提案内容は具体的であるか。	１０
	・ 災害時及び平時においてそれぞれ活用しやすい提案となっているか。	１０
	・ 上記以外の業務で、本業務を円滑かつ効率的に進めるための独自提案があるか。	１０
	・ 冬季における凍結対策等が検討されているか。	５
	・ 設置場所に合った景観であるか。	５
ウ スケジュール (１０点)	・ 実現性及び実効性のあるスケジュールになっているか。	１０

エ プレゼンテーション（１０点）	・プレゼンテーションが分かりやすく、説得力があるか。	５
	・取組意欲が高く、熱意が感じられるか。	５
オ 見積額（１０点）	・企画提案内容に見合った適切な見積となっているか	１０

（２）評価基準は次のとおりとし、原則として絶対評価により評価する。

評価点	評価基準
５点	非常に優れている
４点	優れている
３点	標準的である
２点	劣る
１点	非常に劣る

※配点が１０点の項目は、本評価点を２倍にする。

３ 審査方法

- （１）審査は、企画提案書等及び提案者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- （２）委員会の委員長、副委員長及び委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の評価項目ごとに評価を行い、評価点を付ける。
- （３）評価点は、委員会の委員長、副委員長及び委員の平均値（小数点第２位以下を切り捨て）とする。

４ 最も優秀な事業者の選定

- （１）評価点が最も高い者を、最も優秀な事業者として選定する。
- （２）評価点が６０点に満たない者は、失格とする。
- （３）評価点が最高である提案者が２者以上いる場合は、委員会において合議の上、順位を決定する。
- （４）参加者が１者のみであった場合にも、委員会において審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価して、その結果を町長に報告する。